

ケアハウス 和 (なごみ) の利用料について

1人1ヶ月あたりの利用料は、<サービスの提供に要する費用><生活費><居住に要する費用>の合計額です。基本的に入居一時金はいただきず、月々<居住に要する費用>として家賃相当額を徴収する、分割支払い方式を基準としています。希望により併用支払い方式(注1)も用意しております。

冬期間(11月～3月の5ヶ月間)暖房費として6,630円が毎月加算されます。

<サービスの提供に要する費用>は、入居者様の収入に応じて以下のようになります。

平成21年7月現在

	対象収入による区分	利用料			
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	月額
1	1,500,000円以下	10,000円	44,810円	56,650円	111,460円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円			114,460円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円			117,460円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円			120,460円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円			123,460円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円			126,460円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円			131,460円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円			136,460円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円			141,460円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円			146,460円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円			151,460円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円			158,460円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円			165,460円
14	2,700,001円以上	67,300円			168,760円

※ 上記のほかに、以下の費用は入居者様個人の負担となります。

◎ 居室の電気料金、上下水道の基本料金(水道基準料金1ヶ月880円、下水道基本料金1ヶ月1,190円 平成21年6月1日現在)、居室に電話を設置した場合の電話料金等

◎ 介護サービスを利用した分の費用

※ この表の「対象収入」とは、対象年の収入(1月より12月)から所得税・市民税・県民税・社会保険料・医療費・介護保険サービス1割負担金・その他の必要経費を控除した後の収入になります。(詳細は裏面をご覧ください。)

※ 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入を合算し、必要経費を控除して合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額は、上記の額から30%減額します。

(注1) 併用支払い方式の場合、入居一時金をお預かりし20年の月割りで償却させていただきます。居住に要する費用の月額より減額いたします。20年未満でご退居された場合は在居期間に応じて入居一時金を返還いたします。

※対象収入について

1. 対象年

サービスの提供に要する費用（以下 事務費）は、対象収入を元に毎年決定されます。前年の所得証明が例年6月中頃に発行されることから、毎年7月に事務費決定を行います。入居申込時期によって、対象収入を算定する対象年が異なります。ご注意ください。

- 1月～6月に入居される場合
前々年の対象収入を元に事務費決定を行います。
- 7月～12月に入居される場合
前年の対象収入を元に事務費決定を行います。

2. 対象収入

(①対象年の収入) - (②必要経費) = 対象収入
となります。

①対象年の収入

所得税の確定申告とは異なり、所得（課税収入）に非課税収入を加えた額を算定します。

～所得 例～

- ・給与所得
- ・公的年金の内、国民年金、厚生年金、各種共済 等
- ・私的年金の内、企業退職年金や終身年金保険 等
- ・不動産等の財産収入の内、課税標準として把握された所得の金額
- ・財産の処分や生命保険契約に基づく一時金 等 一時所得の内、課税標準として把握された所得の金額
- ・その他 配当金等、確定申告の際に標準課税として把握された所得の金額

～非課税収入 例～

- ・障害年金、障害共済年金、遺族共済年金、通算遺族年金 等
- ・郵便年金 等 年金保険

注1) 軍人恩給等の恩給については課税、非課税が受給している内容により異なります。課税、非課税に関わらず、対象収入には含まれます。

詳細の確認が必要な場合は恩給局まで確認をお願いします。

注2) 収入の確認方法は年金の支払通知や源泉徴収票、確定申告書の写しなどありますが、非課税収入の場合、確定申告書に載らない、源泉徴収票が発行されないといったことがあります。収入の確認方法については支払い証明のご提示や振込先の通帳などで確認ができます。担当の生活相談員までご相談ください。

②必要経費について

- ・国民健康保険料や後期高齢者医療保険料 等
- ・介護保険料
- ・所得税、住民税、相続税、贈与税
- ・医療費

※ケアハウス入居前後で継続して治療するものに限りません。入居前の入院費やケアハウス入居により必要なくなった治療費は対象外となります。また、インフルエンザの予防接種など保険の対象外の費用に関しても必要経費として計上できません。ご了承ください。

- ・介護保険サービス 一割負担金

※介護保険サービスの内、保険適用分が必要経費の対象となります。

デイサービスやショートステイの食費や居住費、レクリエーション費は対象外となります。

その他、ご不明な点は生活相談員までお尋ねください。